

2025年度社会福祉士実習指導者講習会開催要項

主催：公益社団法人 香川県社会福祉士会

後援：公益社団法人 日本社会福祉士会 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2012年4月から実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられています。2021年から社会福祉士の養成カリキュラムが新しくなり、社会福祉士会が実施する実習指導者講習会は、2022年度より新カリキュラムに対応した内容となっています。下記の日程で、2025年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届け出たものです。

日程・会場・定員・内容

日 程	2025年8月18日(月)～8月19日(火)
会 場	四国学院大学 住所：善通寺市文京町3-2-1 交通：JR 善通寺駅徒歩8分
定 員	50名
社会福祉士を対象とした2日間の研修 (実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の4科目構成) ※感染症拡大状況等によっては、オンライン(ZOOM)にて実施しますので、オンライン(ZOOM)環境の整ったパソコンで参加いただく事になりますので予めご了承ください。	

研修プログラム

【1日目】

9:45～10:00	オリエンテーション/開講式
10:00～12:00	実習指導概論(講義2時間)
12:00～12:45	昼食・休憩
12:45～14:45	実習マネジメント論(講義2時間)
14:45～15:00	休憩
15:00～18:00	実習プログラミング論(講義3時間)

【2日目】

9:00～17:00	実習スーパービジョン論(講義・演習7時間) ※途中に昼食・休憩あり
17:00～17:15	閉講式/修了証授与

申し込み方法等

1. 受講対象者・資格

- ①社会福祉士であること(会員、非会員、実務経験、実習指導経験、居住地・勤務地等は問いません)
- ②今後ソーシャルワーク実習指導の予定があること

2. 受講費(テキスト代は含みません。)

都道府県社会福祉士会会員：10,000円 その他の社会福祉士：15,000円

※入会手続き中の場合は会員扱いとなります。

3. 申込方法

- ①所定の受講申込書に必要事項をご記入の上、郵送かFAXでお申込ください。
- ②受講資格(社会福祉士)を確認しますので都道府県社会福祉士会会員以外の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付してください。
- ③受講定員を超えた場合は、原則会員を優先し、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年等を考慮し受講者を選考します。

4. 申込受付期間及び書籍申込期間： 2025年6月30日（月） ～ 8月4日（月）
申込受付期間外のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申込ください。

5. 受講可否の通知

受講可否は 受講希望を確認後、文書にてご連絡します。あわせて会場案内、受講費の納入方法、キャンセルの扱い等をご案内いたします。

6. 宿泊・昼食：各自手配をお願いします。

7. 申込上のご注意

- ①受講申込書は、記入間違いや記入漏れのないよう、楷書ではっきりとご記入ください。
- ②受講申込書の1から3（お名前・生年月日・ご住所）は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されていますので、正確にご記入ください。
- ③郵送の場合は受講申込書のコピーをお手元にお控えください。

8. 研修テキストについて

『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』（中央法規出版、2022年）を講習会テキストとして位置づけています。原則、実習指導者講習会当日までに『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』をお読みください。テキスト購入方法については別紙にてご案内します。お申込み後約2週間程度かかります。

9. 修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。遅刻・早退がある場合は修了とはなりません。
- ②修了者には、研修終了後に修了証を発行します。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

10. 備考

車椅子を利用する等、受講にあたって配慮が必要な方は、申込書の該当欄15にその旨を記載の上、お申込ください。

【注意】

(1) 研修単位について

本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定された研修です。科目の区分：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群Ⅰ
科目名：人材育成系科目Ⅰ 単位数：1単位

(2) 本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご注意ください。

【参考】社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。（実習指導者講習会の受講要件ではありません）

「社会福祉に関する科目を定める省令 第四条八号」

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

お問合せ先・申込先
公益社団法人 香川県社会福祉士会 事務局
〒762-0083 （住所）香川県丸亀市飯山町下法軍寺581-1
丸亀市飯山総合保健福祉センター 1階
TEL：(0877)98-0854 FAX：(0877)98-0856 E-mail: info@kagawacsw.com